

## 1 どこでも必要な訪問系サービスを保障

立ち遅れている精神障がい者などに対する居宅介護等訪問系サービスの充実を図り、どこでも必要なサービスを提供できるように努めます。

## 2 希望する障がい者に日中活動系サービスを保障

小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障がい者が日中活動系サービスを利用できるようにします。

## 3 グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

## 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大するよう努めます。